

法曹養成制度改革顧問会議

第17回会議 議事録

第1 日 時 平成27年3月19日（木）自 午前 9時59分
至 午前 11時48分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 推進室報告
- 3 法曹人口について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 法務省大臣官房司法法制部鈴木昭洋参事官
日本弁護士連合会古賀和孝副会長

法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大塙室長 それでは、皆さん、おそろいですので、「法曹養成制度改革顧問会議」の第17回会議を始めさせていただきます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日、お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりです。各資料の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料をまとめた青色のファイルを置いてありますので、適宜御参照いただきますよう、お願ひいたします。

○大塙室長 初めに、推進室からの報告事項といたしまして、本年の司法試験及び司法試験予備試験の出願状況につきまして、西山副室長から御報告いたします。

○西山副室長 まず、平成27年司法試験の出願状況について御報告申し上げます。資料2-1、通し番号3ページの「出願者数等」を御覧ください。本年の司法試験の出願者数は9,073人となっております。昨年は9,255人でしたので、182人の減となっております。

受験資格別の内訳は、法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者が8,612人、司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者が306人、法科大学院課程修了見込者で同課程修了の資格に基づいて受験するが、同課程を修了できなかったときは司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者が155人となっております。

なお、最終的に受験予定者数が確定するのは、法科大学院における修了認定後となります。

続きまして、平成27年司法試験予備試験の出願状況について御報告申し上げます。資料2-2、通し番号5ページを御覧ください。本年の予備試験の出願者数は1万2,543人となっております。昨年は1万2,622人でしたので、79人の減となっております。

これらの数値はいずれも速報値ですので、若干の変動の可能性がございます。

御報告は以上でございます。

○大塙室長 ただいまの報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

○納谷座長 今まで議論されているのでお願いしたいのですが、この予備試験出願者の属性など、もう少し詳しいデータ、例えば現役の学部学生だとか、そういうものはありますでしょうか。この前も資料をもらっていたと思うのですけれども。今日できなければ、今日でなくともよろしいのですけれども。

○西山副室長 今、まだデータは整っておりませんので、分かってから。

○納谷座長 もう後ろが余りないので、次回ぐらいに、もしできたら有り難いなと思います。

○西山副室長 分かりました。判明した段階で御報告申し上げます。

○大塙室長 他に何かございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、議題の「法曹人口について」にまいります。前回の顧問会議で、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況について、法務省から御報告いただきましたが、その際、皆様から様々な御質問や御意見を頂戴いたしました。これに関して、法務省から補足説明がございます。法務省大臣官房司法法制部の鈴木参事官、よろしくお願ひいたします。

○鈴木参事官 それでは、前回に引き続きまして、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けたこ

これまでの取組について御報告をいたします。お手元にございます資料3を御覧ください。

法曹有資格者の活動領域の拡大の取組につきましては、前回の顧問会議において、中間的な議論の状況を取りまとめ骨子という形で御報告をさせていただきましたが、その際、顧問の皆様から様々な御意見や御質問を頂いたところです。資料3は、前回頂きました御意見、御質問を踏まえまして問題点を整理し、今後の展望をイメージする前提として、これまでの取組を分科会ごとに一覧にして整理をしたものです。

まず、資料3の上段の国・自治体・福祉等の分野について御説明します。前回御質問がありましたニーズの把握という点に関連しますが、日本弁護士連合会においては、自治体における法曹有資格者に対するニーズを把握するために、860の自治体を対象にアンケート調査を実施しております。

その結果によりますと、例えば、講師の派遣や自治体からの相談窓口の設置など、弁護士や、地域の弁護士会との連携に関心を持つ自治体は、部門別に見まして、総務部門で約8割、福祉部門や学校・教育部門でも約7割に達しています。また、法曹有資格者の任用自体に関心を持つ自治体も総務部門で7割を超えており、このアンケート結果によりますと、自治体が法曹有資格者に対して期待する役割には、訴訟対応や法律相談業務といった従来型の業務のみならず、条例の制定、審査等の例規業務や、債権回収など、幅広いものがあることが伺えます。

このようなニーズに対しまして、各地の弁護士会においても、既に10の弁護士会において、提供できる法的サービスのメニュー表を自治体に提供しているほか、多くの弁護士会におきまして、自治体の行政運営に貢献しているとの実情が報告されております。

また、福祉分野に関する取組として、大阪におきましては、弁護士会の負担により、地域包括支援センターに対し弁護士を派遣する取組を進めており、これまで半年間に28の自治体において120件の相談実績を上げているとのことです。このほか、日弁連法務研究財団では、自治体の求めに応じ、いじめ防止のための行動計画の策定支援を行うといった実績が報告されています。

このように、自治体や福祉の分野におきましては、法曹有資格者の活用は一定程度進んでいるといえます。しかし、他方で、その活用の方法は、顧問という形式が多いのが実情です。これは、自治体の側において、職員として法曹有資格者を任用することの必要性や有用性が十分浸透していないという点に課題があるものと思われます。

また、先ほど御紹介したアンケートでは、具体的な計画とはいえないものの、任用に関心を有する自治体は相当数あるとの結果が出ております。したがいまして、今後はその関心をいかに具体的な任用に結び付けていくのかという点が課題であるといえます。

このような課題への対応として、まずは、日本弁護士連合会や各地の弁護士会におきまして、行政連携の取組や、職員としての勤務実績等を通じ、法曹有資格者の専門的な知見が自治体運営の推進に貢献した事例をセミナー等を通じまして周知・広報していくことが考えられます。

これに加え、自治体や福祉の分野で活動することを志望する法曹有資格者の側においても、福祉の現場の実情を踏まえた法的支援の在り方等、自治体の多様な法的ニーズに即した知見を

身に付けていくことが必要となります。

他方、自治体の側においても、法曹有資格者を複数、職員として任用し、その専門的知見を活用して成功を収めている自治体の例などを参考としつつ、行政運営の効率化のため、法曹有資格者を職員として活用することの推進が望まれるところです。

続きまして、資料3の中段の企業の分野について御説明します。前回御報告しましたとおり、この分野に進出する法曹有資格者は年々増加傾向を見せており、直近では年間200名を超える法曹有資格者が企業に就職しているところです。日本弁護士連合会が運営する求人求職情報の提供システムであるひまわり求人求職ナビの運用状況や、企業向け、あるいは法曹有資格者向けの各種説明会の実施状況を見ても、企業側及び法曹有資格者の両者において、企業内弁護士という選択肢が現実的なものとなっているように思われます。

これに関連する実情として、昨年、日本弁護士連合会が主催いたしました企業内弁護士の志望者向けガイダンスに参加しました177名の多くが、昨年11月末から司法修習を開始した第68期修習生であったという点が挙げられます。このことは、特に若い法曹が、法廷実務に限らず、企業内弁護士という新しい法曹像を自らのキャリアの選択肢として考えていることの証左ともいえます。今後もこのような傾向を一層広げていくために、企業内での活動を志す法曹有資格者が法務関連の業務に従事するだけでなく、広く企業戦略に関与できるようなビジネス感覚を身に付け、幅広い業務に対応できるようになることが必要と考えられます。そのためには、法科大学院や弁護士会での研修等を通じて、ビジネスで通用する感覚を身に付けられる機会を一層拡充させるなど、企業側から求められる素養を備えた法曹有資格者を多く養成、確保するための取組を推進していくことが重要です。

それとともに、企業内弁護士数が増加傾向を示すようになってから約10年が経過しており、企業内弁護士としてのキャリアパスが確立しつつある中で、その活躍事例を整理し、発信することを通じて、多くの法曹有資格者が安心して企業内弁護士となることを選択できるのではないかと考えています。

最後に、資料3の下段の海外展開に関する分野について御説明します。この分野における法曹有資格者の活動領域の拡大の検討に当たりましては、他の2つの分野と大きく異なる特有の課題があります。

それは、まず、海外展開の分野におきましては、活動場所が国内であるか、海外であるかを問わず、我が国とは異なる法制度や法慣習に対応できるだけの語学や法的な知見が求められるという点です。

次に、特に我が国の法曹有資格者が海外に進出する場合に、各国ごとに外国人による法律サービスの提供に関する制度が異なることから、その活動の幅はおのずと限定されるという点なども挙げられます。

他方、今日においては、特に東アジアですか、東南アジアの確保といった新興国市場への進出は、日本再興戦略等、政府における成長戦略の1つの柱とされているところです。これらの国々への展開に当たっては、法制度が未整備である、運用が不透明であるといった、様々な

法的リスクが指摘されている中で、これらの国々に展開する日本の企業や法人を支える取組が必要となります。

この点に関連しまして、渉外法律事務を取り扱う大手7大法律事務所の独自の集計による数値ですが、昨年9月末の時点で東アジア及び東南アジアの各国に164名の日本の弁護士が進出しているとの報告がされているところです。政府におきましても、日本の企業による、これらの国々への海外進出に当たって直面する法的側面を含む問題を官民連携して支援するという観点から、「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」を開催し、各省の施策に関する情報共有や、施策間の連携構築に向けた検討を進めています。

また、日本弁護士連合会におきましても、我が国の中小企業が海外に直接進出する場合だけでなく、例えば、国内で海外との取引を行う場合なども含め、総合的に中小企業の海外展開を支援する制度として、日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を実施しているところです。この制度においては、国際法務に従事している120名以上の弁護士が、中小企業の海外展開に当たって相談に応じ、その後、具体的な海外展開のための法的支援を行うこととしています。現在は7都道府県において実施されていますが、平成27年度中には、全ての高等裁判所所在地への展開を目指して検討を進めているとのことです。

さらに、人材の育成の点については、先に述べた諸課題に対応するため、語学を含め、国際的な法的事情に応えられる素養を身に付けた法曹人材を養成、確保することが必要不可欠といえます。そのための取組として、法科大学院においては、学生、弁護士の双方を対象とした法律英語や、国際紛争解決手続等に係る講座を開設しているところです。

また、日本弁護士連合会においても、各種の研修を実施するなどして、人材の養成確保に取り組んでいるところです。

以上、簡単ではありますが、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組の状況について御報告させていただきました。

○大塙室長 鈴木参事官、どうもありがとうございました。

御質問や御意見につきましては、後ほど併せて承りたいと思っております。

それでは、次に、法曹人口調査につきまして、推進室から、前回に引き続いて御報告いたします。岩井参事官、よろしくお願ひいたします。

○岩井参事官 それでは、法曹人口調査につきまして説明させていただきます。法曹人口調査につきましては、これまで調査の分析の状況を説明しまして、御意見を頂きながら分析を進めておりまして、現在はこうした分析を報告書にまとめる段階に入っております。そこで、こうした作業を行うに当たっての検討事項について、推進室において検討したところを説明したいと思います。

資料4-1、通し番号9ページを御覧ください。こちらに4項目をお示ししております。まず、1として「あるべき法曹像」、それから、2として「法曹人口の在り方に関するこれまでの意見の確認」とあります。これらは、法曹人口の在り方について検討する前提として、法曹像をどのように捉えるべきか、これまでの様々な御意見を確認する必要があることから、検討

事項として掲げております。

その上で、3として「需要状況の評価」、4として「供給状況の評価」としてあります。本年1月27日に行いました第15回顧問会議の場でお示しした分析についての考え方では、法曹人口の在り方に関する全体の構造が、まず利用者側における法曹に対する需要の状況を把握し、その上で法曹養成課程の現状を踏まえた法曹の供給状況、今後の見込みを考えるものであることをたたき台として提示しております。そこで、この考え方従って、需要状況と供給状況の両方についてデータを評価していく必要があると考えられますので、検討事項として掲げております。

各項目についての説明をします。まず、1につきましては、資料4-2、通し番号11ページを御覧ください。こちらは、司法制度改革審議会意見書の抜粋と、これを受けた制定された法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律、いわゆる連携法第2条の抜粋です。司法制度改革審議会意見書では、法曹の果たすべき役割としまして、引用部分の第1段落2行目にはありますとおり、「司法の運営に直接携わるプロフェッショナルとしての法曹がいわば『国民の社会生活上の医師』として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。」とされています。これがいわば新たな法曹像として語られる部分といえます。

その上で、こうした法曹の役割としまして、「法曹が、」で始まる第4段落の1行目の末にありますように、「法的助言を含む適切な法的サービスを提供する」、「紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図って、その役割を果たすこと」ですとか、次の段落の2行目にはありますように、「内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割」、「知的財産権の保護をはじめ、高度な専門性を有する領域への的確な対応」、「アジア等の発展途上国に対する法整備支援」といったことが指摘されています。

その上で、次のページに行きまして、IIIでは、法曹に必要な資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」が挙げられています。

こうした内容の意見書を受けまして、連携法第2条では、法曹養成の基本理念について定めていますが、その柱書きにおいて、「より自由かつ公正な社会の形成を図る上で、法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとな」ることを前提に、法曹が、「多様かつ広範な国民の要請に応えることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備え」ことが求められていると定めておりまして、具体的に求められる法曹像を定めているといえます。

先ほどの2につきましては、資料4-3、通し番号13ページを御覧ください。こちらは顧問会議の参考資料集の第1区分にあります意見書の中で、法曹人口の在り方について言及したものリスト化したものです。このほかにも、顧問会議や推進室等に様々な御意見を頂戴して

おりますが、こうした御意見も参考しつつ検討を進めが必要であると考えております。

なお、参考資料集掲載部分の意見につきましては、その抜き刷りを席上に置いておりますので、適宜御参照ください。

先ほどの3につきましては、通し番号9ページにお戻りいただきて、資料4-1の該当部分に、参考としまして、第15回顧問会議でお示しした「分析についての考え方」にある、需要を測る要素を再び掲載しております。需要を分析するに当たり、一般国民、企業、国・地方自治体、裁判事件という4つの分野を見るというものです。

この3と4につきましては、別途資料を用意しております。資料4-4、通し番号17ページを御覧ください。表題として「調査から判明した事項の例（案）」とあります。こちらに推進室として、これまでの調査及び分析をした結果、判明した事項で、需要の有無を判断するのに有為と考えられるものを例示しました。

まず、需要については、先ほど述べた4つの分野ごとに示しております。四角1ですが、「一般国民における需要」です。ここでは回答割合を適宜示しておりますが、インターネット調査では、いわゆる「重み付け」と申しまして、回答者集団の年齢及び地域構成を日本全国のそれに近付けるための統計的な処理を行っておりますので、その処理を行った後の数値を示すとともに、その処理を行う前の数値も併せて記載しております。

（1）においては、弁護士へ依頼しようと思ったが、結局、依頼に至らないものに関するデータとして考えられるものとして2つ挙げております。

1つ目の○はインターネット調査のもので、最近5年間で経験したトラブルで、弁護士への相談を考えたことがある人が20.7%であり、その中で弁護士に依頼した人は32.4%、弁護士に依頼しようと思ったのにしなかった人は54.7%となっております。

2つ目の○は、法律相談者の調査のもので、法律相談をした後にその相談した弁護士に問題の解決を依頼しようと思った人は57.7%、依頼を留保している人は24.8%になっております。

（2）には、弁護士への依頼を希望する分野として、将来、問題を抱えた場合に、弁護士に解決を依頼したい事柄として、多くの回答者が挙げたものがあります。「自分や家族が高齢になり、財産を管理できなくなったとき」であり、年代別に依頼したいと考える事柄も書いております。

通し番号18ページに続きまして、（3）には、弁護士へのアクセス意識が分かるデータを示しています。依然として弁護士をどうやって探したらよいか分からぬ者が回答者の約14%に上ることなど、2つ挙げております。

さらに、（4）には、弁護士に依頼する際の考慮要素として考えられるものとして、実務経験や実績、専門性を重視する傾向が見られることを挙げております。

加えまして、弁護士費用について、架空の事案別に弁護士を依頼するかどうかを尋ねる調査を行っていますが、その結果として、離婚などの事案で弁護士費用が安くなると、国民の依頼意欲が高まることが確認されたことを挙げております。

同じ通し番号 18 ページの四角 2 ですが、これは「企業における需要」です。個々の数字につきましては、前回までに御紹介したものを含んでおりますので、説明は適宜省略いたしますが、（1）に弁護士の利用機会増加についての意識を測るデータとして、弁護士の利用機会が 5 年前と比べてどのように変化したのかについての回答をまとめております。

19 ページに続きまして、（2）には、企業が重視する業務・課題で弁護士の活用を望むものが、大企業調査ではコンプライアンスなどの分野であり、中小企業調査では契約書作成などのはか、将来的にはコンプライアンスなどの業務分野であることがそれぞれ分かった旨をまとめております。

（3）には、企業における法曹有資格者の採用状況をまとめしております。

通し番号 19 ページの下の方にあります四角 3 は、「国・地方自治体における需要」です。

（1）には、企業における需要の項目と同様に、弁護士の利用機会増加についての意識が分かるデータとして、弁護士の利用機会が 5 年前と比べて増加していると考えるかどうかについてのデータを挙げていますし、20 ページに進みまして、弁護士を利用していない業務・分野で利用意向のあるものについてもまとめております。

続きまして、20 ページの（2）には、国や地方自治体における法曹有資格者の採用状況をまとめております。

同じ 20 ページの真ん中ほどにあります四角 4 は「裁判事件についての需要」です。

（1）では、民事事件で新受事件の減少傾向が見られますが、平成 18 年頃からのいわゆる過払金訴訟の影響を除きますと、その程度は微減であることと、弁護士関与の当事者数は、民事第一審訴訟事件の一部の類型において増加傾向が見られることを示しています。

（2）では、刑事事件と少年事件の終局人員が減少傾向にあること、その一方で、被疑者国選弁護人の選任数や、少年事件における付添人選任数が増加傾向にあることを示しています。

（3）では、家事事件が増加傾向にあって、弁護士関与の事件数もそれに合わせて増加していることを示しています。

通し番号 21 ページの四角 5 は「供給側の状況」です。

1 つ目の○は、司法修習終了者のうち、弁護士未登録者の数が第 60 期から第 65 期にかけて増加したが、増加率が第 65 期から鈍り、弁護士一括登録時点において 550 人程度となっていること、そのうち、その時点で就職先が決まっていた者が約半数と考えられること、修習終了から 1 年経つと、未就職と疑われる者が 30 人程度になることを示しております。

2 つ目の○は、弁護士新規登録時の就業形態で、いわゆる軒弁、即独ないしそれに近いと考えられるものの割合が約 15.8 % であることを示しています。

3 つ目から 5 つまでの○は、弁護士としての実地修練ないし職務経験、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJT の状況を示すものです。3 つ目の○は、日常的な事件処理の指導を受ける機会がある者は 84.5 %、ない者は 15.1 % であることを、4 つ目の○は、いわゆる OJT 不足等により最も深刻な例と考えられる、裁判手続上の不備があったと答えた者が 14.7 % であるが、困ったことがないと答えた者が 56.8 % であることを、5 つ目の○

は、いわゆるOJTの制度として望むものは、「先輩弁護士と事件を共同受任して処理すること」であると答えた者が68.7%であることをそれぞれ示しております。

推進室といたしましては、主にこの四角1から四角4までから法的需要、つまり、法的サービスに対する需要の状況を把握して、その一方で、四角5を中心として供給状況を把握したいと思っております。

以上でございます。

○大場室長 岩井参事官、ありがとうございました。

それでは、次に、日本弁護士連合会からヒアリングを行いたいと思います。今回、私たちの法曹人口調査につきましては、日本弁護士連合会の御協力により、様々なデータを御提供いただいております。例えば、12月16日の第14回顧問会議におきましても、司法修習生65期と66期のアンケート調査だと、弁護士の実勢調査、こういったものを資料として出しておりますし、2月24日の第16回顧問会議におきましても、弁護士未登録状況、その推移だとか、65期・66期のアンケート、あるいはその就業状況等につきましても出させていただいております。今日は顧問の先生方には、その前の顧問会議のときに使用したものについてファイルにしてありますので、適宜御参考ください。

こういった調査について御協力いただいたという立場から、日本弁護士連合会における調査の結果を中心に御説明いただければと思っております。古賀副会長、よろしくお願ひいたします。

○古賀副会長 皆さん、おはようございます。恐縮ですが、座らせていただきます。私は、日本弁護士連合会の副会長を務めております古賀和孝と申します。本日は、当連合会にお話をさせていただく機会を頂戴しました。誠にありがとうございます。

今般、あるべき法曹人口を提言するに当たり、推進室がニーズに関する調査をされ、大変貴重なデータを収集されました。当連合会も弁護士の実情について調査をし、推進室に提供いたしました。本日は、調査に協力した立場から、当連合会の見方を述べさせていただきたいと思っております。

なお、お話の中で、適宜資料として、今日配布されております通し番号を述べさせていただきますので、御参考いただけたらと思っております。

当連合会は、長年にわたり、市民にとって、より身近で利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法を実現すべく努力してまいりました。とりわけ弱い立場の人が不当な不利益を受けることがないよう、あらゆる紛争が公正かつ透明なルールの下で適正かつ迅速に解決される仕組みが整備されなければならないとの考え方の下で、例えば、当番弁護士制度、法律扶助制度の拡充、司法過疎の解消、そして各種の人権課題に関わる取組を進めてまいりました。

今般の司法制度改革も同様の理念に基づき、制度的、人的基盤の整備、国民の司法参加の有機的、一体的改革を目指すことになり、当連合会は改革の推進に総力を注いで、これまで幾つかの成果を上げてまいりました。しかし、その道のりは決して平坦ではなく、様々な障害や課題を乗り越えていく中で、ひとり弁護士会の努力では足りず、広く国民の支持を得、財政措置

に裏付けられた制度的基盤の整備拡充、つまりは仕組みの構築が不可欠であることを痛感してまいりました。法的需要に関する分析評価に当たっては、こうした視点を欠かすことはできないと考えております。

また、供給側では、この14年間で弁護士数は2倍以上になり、本年2月末現在で、60期から67期までの弁護士が41.8%という数字となりました。しかし、その増加ペースが急激で、新人弁護士の就職難ともいえる状況が起こるとともに、弁護士として成長するためのOJTが困難となってきた実情がございます。こうした供給側の課題を放置することは、深刻化する法曹志願者の減少を助長することにもなり、その結果、質量ともに豊かな法曹を廃止し、国民の権利、自由、利益を守ろうとする司法制度改革の理念に逆行することすら懸念がされるところでございます。

以下、こうした観点に立ちまして、需要と供給の双方について述べさせていただきます。その中で、厳しい現状を指摘する部分もありますが、私どもといたしましては、現状を直視した上で、まずは強固な体制固めをすることによって、今後、多様な方々に志と希望を持って法曹を目指してもらえるよう、当連合会として尽力していく決意であることを御理解いただけたらと思っておるところでございます。

法的ニーズと弁護士需要について述べさせていただきます。今回の調査では、高齢者に関する問題、犯罪被害、消費者被害等の分野において一定のニーズがあることの御説明でした。大変参考になる結果ですが、ネットでのニーズ調査は、対象者が実際に問題を抱えている市民ではないこともあり、弁護士を必要とするニーズにつながるものか、慎重に吟味する必要があるのものではないかと考えます。

実際に市民が抱えるトラブルの内容程度は千差万別でございます。その中には、実は人間の感情の綾をほぐすような段階の、法的とまではいえないものも多数あり、弁護士に相談したいことの全てが法的ニーズであるとはいえないのではないかと思っております。

また、法的ニーズといつても、情報提供だけで充足されるもの、行政による対応が適切なものから、弁護士に依頼するものまで、多種多様な内容・レベルのものが含まれております。

資料の通し番号23ページでは、法テラスを例にとりまして、情報提供、法律相談、代理援助の件数をお示ししております。法的ニーズの全てが弁護士を求めるものではないことを御理解いただけたらと思っております。

なお、ニーズ調査では、弁護士への依頼について、費用面での課題が挙げられております。他方、弁護士の業務は、依頼者や事件の個性に応じた対応が期待されるという特質がございます。このことは推進室の調査でも、利用者は提供されるサービスの質や弁護士の専門性を重視していることからも伺えます。

そして、事件依頼のニーズについても、利用者の期待に質量とともに十分応えていくためには、一部の弁護士のボランティア的な取組だけではなく、多くの弁護士が継続して業務として手がけていくための環境が必要であると考えております。そのためには、司法アクセスのなお一層の改善、財政措置など、ニーズと弁護士の活動とを具体的に結び付けるための様々な仕組みの

制度的整備が求められるところでございます。

続いて、裁判事件数を見ますと、民事事件全体では横ばい、刑事事件全体では減少傾向にございます。増加している分野は一部にとどまっており、その増加も多くは現状ベースでの弁護士数の増加を必要とするものではないと考えております。

なお、民事で事件数が増加した分野の多くは、労働審判のような紛争解決に適した新たな仕組みが創設されたものや、交通損害賠償のような保険の拡充等により、コスト面でのアクセスが改善されたものです。

そして、増加した労働事件も、量的には約3,000件、労働審判事件を加えても約7,000件と、地裁、第一審での事件数約15万件のごく一部にとどっております。

刑事事件では、国費が投入されている被疑者国選弁護事件は、対象事件の範囲拡大に伴い増加しております。

また、少年事件の弁護士付添人選任制については、当連合会が会員会費で費用援助制度を創設し、とりわけ当番付添人制度を全国で実施するようになりました2009年以降、増加しております。

これらの増加は、いずれも利用を促す制度や仕組みの拡大が背景にあるといえましょう。昨年来、国、自治体や福祉分野、企業、そして海外展開に関する活動領域拡大に向けた議論がなされております。当連合会でも新組織を立ち上げ、取組を積極的に進めてまいりました。

他方で、推進室の調査によれば、自治体の84%が法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はないとのことであり、現に自治体常勤職員の採用数は今なお年間30人規模にとどまっています。

また、分科会の試行方策として位置付けたいじめ防止条例に関する行動計画策定の成果が有償の事業に結び付かなかった例もあるなど、福祉に関わる分野は今なお弁護士がボランティア的に関与する部分が大きく、総合法律支援法の改正を含む法律扶助の拡充や、関係省庁、自治体などの予算措置がなければ、国民の権利、利益を守ることは到底かないません。

企業の分野では、大企業でも75%は今後も法曹有資格者の採用予定なしとの調査結果が出ております。その背景には、企業における法務組織の重要性及び弁護士の有用性に関する認識がまだ高まっていないこと、人材を供給する法曹養成課程と企業のニーズとがマッチしていないことなど、課題があると考えております。これらの克服のためには、各当事者の考え方の変化を要し、時間がある程度かかるものと痛感しております。

また、企業の採用は経済情勢にも左右されるため、現在の増加ベースが継続するかは慎重に見極めていく必要があります。

海外展開に関しましても、日本の弁護士が海外で活動するに当たっては、諸外国の法制度上の制限が課題といえます。

次に、供給の面からお話をさせていただきます。一括登録時点の状況でございます。65期・66期の一括登録時点の未登録者数の割合は、それぞれ26.3%、28%でございました。

また、資料の通し番号27ページにございますように、65期・66期のアンケート調査で

は、回答者のうち、一括登録時点で就職活動中のため未登録だった者が14%という結果でございました。専門的な能力を習得し、市民に有意な活動を行おうとする人材、それも公的な機関も関与して養成された者が、就業場所を求めて奔走する事態は深刻な社会的損失と考えております。

また、一括登録時点で独立開業・独立採算は6%ございました。この両者を合計しますと20%で、各期人数の規模感では約360名に相当いたします。直近の67期は、この不安定な就業環境が定着し、更に増している状況でございまして、通し番号28ページのとおりということになります。これほどの規模になってまいりますと、個人の資質の問題であるとはとても片付けられません。

一括登録時点から時間が経てば自然に落ち着いていくかというと、そうでもございません。通し番号27ページのとおり、65期・66期の調査によれば、半年後、あるいは1年半後の調査時点で独立開業・独立採算が13%に増えています。また、勤務弁護士として就業を開始した者の28%、全体数の19%になるようございますけれども、この方たちが年間所得が300万円台以下で、200万円未満という者もいます。大半の者が奨学金、貸与金の債務を抱えており、その実態は通し番号31ページのとおりでございます。27ページにございますように、アンケート時には合わせて全体の32%の者が不安定な就業環境に置かれていると見られ、570人に相当する規模感でございます。

また、資料30ページのとおり、就業したもの、短期間のうちに登録先の変更を希望する者や、さらには1年目、2年目の段階で登録取消まで考える者も多くなってございます。

こうした直近の先輩の状況は、隠そうとしても、その進路を検討する後輩にすぐさま伝わります。将来の職業として法曹を考える人々が選択をちゅうちょする要因となっているのではないかでしょうか。弁護士がプロフェッショナルとして期待される役割を果たすためには、法的思考能力以外にも、相手方との交渉力、説得力など、経験により培われる能力に磨きをかけ、依頼者への対応力を身に付ける必要があります。そのためには、実際に法律相談に入り、訴訟を受任して、先輩弁護士と仕事をともにし、指導を受ける中で事件の進捗に応じて発生する具体的な事象に即して各種の技能を習得することが不可欠であると考えております。

法科大学院の臨床科目や司法修習の機会に先輩弁護士から学ぶ機会もあるものの、事案の数や時間的な制約もあり、十分とはいえません。弁護士は守秘義務により、受任した事件の内容を別の弁護士に話すことはできず、そのため、1つの事件を先輩弁護士と共同で受任することでしか、自分の事件としての事件処理の方法を学ぶことができません。裁判官や検察官のように任官後の組織内での人材育成が予定されていない弁護士がさきに述べましたような能力を身に付けるには、先輩弁護士によるOJTが最善の方法であると考えております。

ところが、今、そのような機会を得られない新人弁護士が増加しております。特に独立開業・独立採算の就業形態では、OJTを受けられないまま、登録直後から自分1人だけで事件を処理しなければならない状況に置かれております。65期・66期調査では、日常的な事件処理の指導を受ける機会がないと答えた方が15%おり、また、現実に困ったこととして、裁判所

の手続に不備、依頼者や相手方とのトラブルなどが掲げられております。弁護士の質を維持し、利用者である国民の利益に資するためにも、OJTを欠かすことはできないと考えるもので

最後になりますが、私どもは潜在的ニーズはあると考えております。そのニーズを顕在化させるためには仕組みや予算が必要ですし、また時間もかかることを申し上げました。私どもはこれまで法曹人口を減らせと述べたことは一度もございません。司法制度改革を更に推進するために、その担い手たる法曹の質量を豊かにし続けることがあることを共通の理解として、増やし方についての考え方を申し上げておきます。そして、その増やし方は、質量とともに豊かな法曹を輩出し、国民の権利、自由、利益を実現するという司法制度改革の理念に逆行するようなものであってはなりません。現に、法曹人口が年間1,500人のペースで増え続けた場合でも、2024年には約5万人に達します。

法曹志願者の減少は、法曹の質と量の双方に深刻な影響をもたらします。法科大学院への入学者数は、平成18年の5,784人から減少の一途をたどり、平成26年には2,272人まで激減しております。法曹志願者の減少の理由は、司法試験合格率の低迷、法曹になった後の就職難、法曹になるまでの時間的・経済的負担といった複数の困難が待ち受けていることにあるのではないかでしょうか。1つの山は越えられても3つの山は越えがたい、そういう志願者の目線に立って、現状を直視し、こうした複数の困難を総合的に解決していく道筋を一日も早く明らかにする必要があると考えております。

そこで、法曹の質を維持・向上させるためにも、まず1つ目として、法科大学院入学者数の状況を直視し、そしてその就職難というべき状況や、極端なOJT不足を解消するべく、年間合格者数を1,500人とすること。

2つ目として、これに相応して法科大学院の規模を適正化しつつ、その教育力を高めること。

3、併せて司法試験合格率を向上させ、法曹養成制度全体の課題を解決し、その安定と発展を図ることが重要であること。

4、さらに、活動領域拡大などの取組を併せて進めることで、法曹の職業的魅力を高め、そしてこれを広く周知し、繰り返しになりますけれども、多様な人材に法曹を目指してもらえるよう努力すべきではないかと考えておるところでございます。

以上、お話をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○大塙室長 古賀副会長、どうもありがとうございました。それでは、古賀副会長、傍聴席にお戻りください。

法曹有資格者の活動領域の拡大や法曹人口の在り方に関する本日の報告や説明につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。これまでの報告や御説明についての御質問がございましたら、この間に隨時お答えいたしますので、適宜お願いいいたします。古賀副会長も御対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座長、よろしくお願ひします。

○納谷座長 それでは、非常に重要なことについて、いろいろな御報告を頂きましたけれども、皆さんから何か御質問なりがありましたら。又は御意見でも構いませんが、よろしくお願ひし

たいと思います。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問　日本弁護士連合会の御説明に幾つか御質問したいのですが、まず、通し番号28ページの数字ですが、不安定な就業環境400名プラスアルファとなっている内訳なのですけれども、独立開業・新人共同・独立採算79名、未登録者317名、足しても400にならないので、どのような内訳なのかということ。あと、上の組織内勤務の中で、どういうものが不安定とお考えなのかということが1点目。

2点目は、未登録者の中に、組織内に法曹有資格者として入っていっても、企業内弁護士でなくして、企業にいつの間にか入っていて、弁護士登録をしていない人がかなりいるのですよ。私も実数を調べようと思ったのですけれども、データがなかなかなくて分からぬのですが、実感では、いわゆる法曹有資格者として企業に勤めている方の半分近くは登録していないので、それと、30ページの登録取消を考えたことの有無の「ある」という数字も、登録していてもしようがないという人たちもいますので、この辺り、もうちょっと実態が分かる資料があるかというのが2点目。

それから、お金の話で恐縮なのですから、400万円という1つの数字が挙げられているわけですが、専門職という意味では、例えば、技術系の修士課程修了者の初任給が、年収にすると400万円いくところは、今は大企業でもほとんどないのです。最近賃上げがありますから、直近の事情は知りませんけれども、2年ぐらい前のデータですと、修士卒の段階で初任給、年俸400万円というところはあり得ない状況なので、それよりも高い数字を1つのターゲットにしているということはどういうお考えなのかということ。

あと、31ページの奨学金・貸与金の債務総額も、同じようなデータで見ると、やはり皆さん400～500万円は、学部と院の間、貸与型の奨学金をもらっていたりしているわけで、これも余り特殊な状況ではないと思うので、何かお考えがあれば。

○古賀副会長　では、私から、まず第1点目でございますけれども、通し番号28ページの図の不安定な職業環境のところに400名プラスアルファと書いておるところでございます。まず、この表の意図と申しますのは、現在、日本弁護士連合会としましては、1,500名にというお話をしている中で、現在の就業状況に照らしてどんな位置付けになるかという観点から書かせていただいております。正確な数字で1,500を御説明するというのは、算式上、なかなか難しいところがございますけれども、就業状況に照らせば、こういうことがいえるのではないかということで出しております。

顧問御質問の400名プラスアルファということで、右の方を見ますと400名にならないではないかと、こういうことになりますけれども、実際に、いわゆる安定的な就業形態と言われる法律事務所、また、そういう組織内にあります勤務事務所の中でもいろいろな就業環境の違いがあって不安定なものもあるとこちらは考えておりまして、そういうところ。ちょうど下の丸と上の四角のところの合わさったところ辺り、これら辺を加味すると、不安定な就業環境として400プラスアルファぐらいが見込めるのではないかということで考えており

ます。

2点目の、いわゆる組織内に入られて弁護士登録をされていない人の実数があるのではないかということで御質問がございました。これまでの顧問会議でも御質問いただきおりまして、私どももそれは探索したいとは考えておるのですけれども、登録されていないことには探索の手立てがないのです。ここもやはり、今後、何らかの手立てを尽くしまして数字等を調べていかないといけないのではないかと考えております。

あと、取消しの数のところも、いわゆる数字等ということで出しておりますけれども、取消しの具体的な理由、本当の理由というものをどれだけ正確に書き込んで取消しの申請をされるか、なかなか読みづらいところがございます。そういうところで、取消しについてはどんな見方をするのか、若干難しいところはございますけれども、60期以降、人數的には増えているところは御理解いただけるのではないかと思っております。

また、この400万円という数字について、日本弁護士連合会として幾らが必要であるということは言ったことはございませんけれども、要は、今後、法曹を目指す方たちが、学部等を御卒業なさる際に、その進路選択に当たってどういう点を考慮されるのかというところを考えたときに、400万円ぐらいが1つの目安ではないかと思いまして、400万円を考えておるところでございます。

同じように、奨学金について、法曹を目指す方以外もたくさんの奨学金等を受けられまして専門的な学問をされ、また、社会に有意な活躍をされておるということはこちらも了解しておりますけれども、これまた法曹志願者の減というところから、法曹志願者の目線に立ったときに、どういうところを御考慮になるのかというところで、一応、示させていただいているところでございます。

以上の回答とさせていただきたいと思います。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 未登録者の実態につきましては、経営法友会で調べられるかもしれません。ちょっと相談してみます。私どもの方で仕事をするしかないと思いますので。

○納谷座長 よろしいですか。それ以外に御意見なり、御質問があれば。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 3名の方から御説明がありましたので、それぞれについてコメントさせていただきます。

鈴木参事官から、法曹有資格者の活動領域の拡大についての御説明がありました。前回御説明いただいた資料については総花的でメリハリがないと申し上げたのですけれども、今回お作りになったものはそういう点が洗練されておりまして、非常に良くなつた、分かりやすくなつたと思います。メリハリのついた内容、絞り込んだ内容になっております。また、資料3を見ると分かりますように、左側から「現状分析」、そして真ん中の欄に現在までの「試行的な活用例」、そして右端に「今後の課題への対応例」という形で整理されて、3つのステージがあるということで、非常に分かりやすいものになつたのではないかと思います。このような修正

の御努力に敬意を表したいと思います。引き続き、これを文章化したものが骨子と、それから本文になるわけですね。文章化の方もそのような配慮で、分かりやすく作っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、岩井参事官の御説明で、資料4-4で、今までの調査から判明した事項の整理がございました。こういう要素を考えて法曹人口の在り方を考えなければいけないと思いますけれども、その際、このようなデータを見て、否定的というか、消極的な方向で見るのか、あるいは、前向きな方向で見るのかという方向性の問題があると思います。

例えば、弁護士に依頼しようと思ったが、結局、依頼に至らない者と最初に書いてあります。その中で実際に依頼した人は32.4%で、結局依頼しなかった人は54.7%という数字が挙げられています。この数字を見て、やはりなかなか弁護士に対して依頼しないのだ、だから弁護士の仕事はなかなか増えていかないというふうに読むのか、あるいは、こういう方は依頼しようという気持ちがあるけれども、どこかに隘路があって、あるいは、どこかに障害があつて伸びないのかなというように考えていきませんと、我々として将来の展望が開けないと思います。したがって、弁護士への依頼の局面でも、両面というか、明るい面と暗い面とがあると思いますけれども、その按配をうまく見て今後の評価をしていただきたいと思います。

裁判事件でも、確かに民事の事件数は横ばいですけれども、平成17、18年に過払金返還請求事件について最高裁判所が判例を出しまして、それ以降、過払金返還請求事件は急激に増えているわけです。しかし、それを除くと、基本的にはこの10年ぐらい、同じような事件数の水準で来ているわけです。この前も御説明があったと思いますけれども、その内訳を見ると、貸金返還請求事件とか、家屋明渡請求事件など、伝統的な、定型的な訴訟は減少気味で、むしろ、非定型の損害賠償請求事件とか、難しい事件が増えてきているということは見てとれるわけでして、それはまさに弁護士が活躍するにふさわしい事件なのです。だから、事件数は横ばいとは言いつつも、弁護士が担当するにふさわしい事件は伸びていますので、そういう事情を紹介していただきたいと思います。そこら辺りの目配りをお願いしたいと思います。

それから、古賀先生から非常に詳細な御説明がありまして、現在の状況を日本弁護士連合会として非常に深刻にお考えになっているのはよく分かりました。しかし、これは全般的な感想ですが、全体にお話のトーンが暗い、非常に沈んでいるという印象です。司法制度改革で法曹人口が大幅に増えたということについて、当然、いい面もあるわけです。例えば、ゼロ・ワン問題がほぼ解消した、あるいは海外展開する弁護士が増えてきた、あるいはインハウスの弁護士が増えてきた、そういういい面があるのではないかでしょうか。あるいは企業、国や自治体の仕事に関与する弁護士も増えてきたという面もあるのではないかでしょうか。

先ほどの御説明を聞きますと、弁護士の仕事は思うほど伸びていない、新人の弁護士は希望する事務所に入れない、収入も低い、ということですが、そういう話を聞いたら、今後、若い人が司法を希望するのだろうかと思います。もちろん、そういう厳しい、深刻な部分も強調していただいていいのですけれども、もう少し将来に向けた明るい面も取り上げていただきたいと思います。こういうお話では、いよいよもって縮小均衡するみたいなことで、司法に人がつ

いてこないのではないでしょうか。そういう印象を持ちました。

それから、法曹人口を減らせと言ったことはないとおっしゃったけれども、司法試験の年間合格者数を1,500人になるとおっしゃいました。しかしながら、どうして1,500人というピンポイントの数字が出てくるのか。それには根拠があるのでしょうか。去年の合格者は1,800人で、この近年は2,000人台でしたけれども、これを1,500人にするというのは激変です。今まで2,000人合格していたのが、1,500人にするというのは4分の1不合格になるということですね。これはかなりな激変で、法科大学院生、あるいは司法試験を受験しようとしている方にとって物すごい大きな影響を与えると思うのですけれども、そういう激変についての何か配慮があるのでしょうか。あるいは1,500人という数字をいつまで維持されようとしているのでしょうか。そこら辺りもお伺いしたいと思います。

先ほど阿部顧問が言及された資料31ページの年額所得の状況とか、奨学金・貸与金の債務総額のところについてですけれども、新人の弁護士でこのような状況があるというのは1つのデータなのでしょう。しかし、このようなデータを法曹人口の場面で使うのはどうかなと思います。例えば、収入が低いという例で、勤務弁護士で200万円未満とか、300万円未満という方がいますけれども、これが事実だとしたら、むしろこれは待遇改善を求めるべき資料ではないでしょうか。あるいは奨学金の負担がこんなに多いというデータがありますが、2,000人の合格者を500人カットしたら、こういう問題が解消するというような、何か因果関係でもあるのでしょうか。この辺が分からぬということを申し上げます。

○納谷座長 鈴木参事官と岩井参事官の御報告につき一応のコメントがあったのですけれども、それぞれについて、いかがですか。

鈴木参事官、何がありますか。そのとおりやるということでも。

○鈴木参事官 御指摘いただきましてありがとうございます。御指摘を踏まえまして、今後の取組に生かしてまいりたいと思います。

○納谷座長 岩井参事官も、そういう方向でということをおっしゃられると思いますが。

○岩井参事官 ありがとうございます。まさに御指摘いただいた点で、そのデータの見方、評価というのは非常に重要な点だと思いますので、この後の検討でも考えたいと思います。

○納谷座長 あと、古賀副会長に対して、イメージが暗いということも含めて。

○有田顧問 何かいいことないですか。余りにも暗過ぎて、ちょっと悲しい気がしますのですね。

○古賀副会長 分かりました。では、それを含めて回答させていただきたいと思っております。私どもがこういうお話を差し上げているのは、現にこういう数字があるというのを是非とも御覧いただいた上で、法曹養成課程全般を通じて充実させていただきたい、そして希望を持って飛び込んでくる、何をしたい、これをしたいということで、法曹の場面に入ってきていただきたいという、そういう気持ちが強うございますので、まず、その点はお話ししたいと思っております。

それと、日本弁護士連合会は何も、暗い話ばかり、就職難で、就職難だという、そういう話

ばかりしておりますんで、世の中のために役立ちたいという、そういう方が、特に若い方、日本弁護士連合会の各会務活動というのがございますけれども、その中で物すごく精力的に活動していただいております。とりわけ消費者の問題とか、子供の問題等につきまして、そこでいろいろな活動をすることで、自分は弁護士になってよかったですというようなお話もございます。そういう体験談を日本弁護士連合会の中で発表してもらう、そういう機会もまた作っておるところでございますし、それをまた日本弁護士連合会のホームページ等で流しておるところでもございます。

また、法科大学院の話につきましては、法科大学院の教育が従来の点数だけでの司法試験合格ということではなくて、非常に充実したものであるという認識は私ども持っておりますので、法科大学院に入られて、そして合格された方が、今、どういう活躍の場をもってやっておられるのか、そういうところもいろいろなシンポジウム等をやって、皆様方に理解をしてもらつておるところでございます。近いところでいえば、この顧問会議の席にも、沖縄県弁護士会の當眞先生においていただき、大変貴重な話を私も聞かせていただきました。男女共同参画社会ということもあって、御自分の立場でいろいろな問題に取り組んでおられるというお話も聞いております。こういうお話を日本弁護士連合会の中でも皆さんと共有しようということで、発表したりしております。

また、この場で、田子先生やら河崎先生もお話をされておられますし、顧問会議の中でも配布しているかとは思いますけれども、日本弁護士連合会で作成しました「弁護士になろう！！8人のチャレンジ」というものも準備をして、シンポジウム等、そういうところで若い方たちに配つておるところでございます。また、推進室でも「法科大学院で学ぶ」というパンフレットもお作りいただいておりますので、そういう資料も一緒に配布して、法曹の道に入っていつもらいたいと考えておるところでございます。

また、今後の業務についても、若手弁護士に特別に集まってもらって、日本弁護士連合会では若手弁護士サポートセンターという名前でやっておりますけれども、これから先、自分たちがどんな方向性をもつて進むのかというところで、夢構想プロジェクトチームというものを作りまして、各種の新たな分野に入ってやってまいっております。

こういうことで、日本弁護士連合会が何も就職難ばかり言っているわけではありませんで、各方面で、弁護士に職業的魅力があることを前提にいろいろな活動をやっておるところは是非とも御理解いただきたいと思っておるところでございます。

次に、なぜ1,500人かというお話を頂戴しました。本当にこれは難しい問題ではございますけれども、私どもが常にお話を申し上げておりますのは、先ほどもプレゼンで述べさせていただきましたけれども、法曹志願者の数が激減している、そして法科大学院の入学者数も減っている。そうしますと、現在の状況でいいますと、1,500人も割るという事態さえ予想される。こういうことではいけないのではないかという点がございまして、手遅れにならないために、ここでいわゆる政策的な提言として1,500人ということを持ち出させていただきたいというところでございます。先ほどのいわゆる就業状況のところの表も御参照を頂戴しま

したけれども、あれもそういう数式で1, 500人ということではなくて、現況、こういう状況にあると。この中で、何とか手遅れにならないように手はずを整えなくてはいけないという思いからでございます。

あと、いわゆる奨学金対応について、出す場所が違うではないかという御指摘を頂きました。なるほど、そうだなというところもございます。ただ、こういう状況も就業状況の問題等と一緒に重なっており、拍車をかけるというところで出させていただいております。この問題だけを取り上げるというところではございませんので、御理解のほど、頂戴したいと思っておるところでございます。

1, 500人をいつまでかという御質問も頂きました。これにつきましては、日本弁護士連合会の一昨年の提言でも書いておりますけれども、先ほどから述べております、いろいろな、司法基盤の整備状況等、それを見て、若い方たちがここに進もうと、法曹の職業的魅力を感じて進もうと、そういうところをしっかりと獲得するまでは、こういうことで行くべきではないかと思っておるところでございます。

以上、回答とさせてください。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 平成24年3月の日本弁護士連合会の法曹人口政策提言はまだ生きているのですか。

○古賀副会長 それをベースにして、私ども、いろいろな活動をやっております。

○阿部顧問 参考資料329ページで、1, 500人までまず減員とあります。その次のページで1, 000人にもしてもというのが書いてあるわけですね。まず1, 500人まで減らして、さらには1, 000人でいいのだと。これは今の段階で日本弁護士連合会の公式なお考えと理解していいのですか。

○古賀副会長 1, 000人というのは書いていないと思います。そこでは、まずは1, 500人に、そして司法基盤とか、活動領域等々考慮した上で、更なる減員を求めると言っていますけれども、その後の検討ということで、1, 000人ということは言っていないと思います。

○阿部顧問 参考資料330ページの5行目ですか、「年間合格者数を1, 000人にもしても」というところが、長期的な数字として出ているかなという理解だったのですが。

○古賀副会長 了解しました。阿部顧問がおっしゃっているところは、「年間合格者数を1, 000人にもしても」というくだりがあるので、これをもって1, 000人にということを日本弁護士連合会は考えておるのかという御質問でしょうか。

○阿部顧問 はい。どういうお考えかということで再度質問しました。

○古賀副会長 そこではなくて、その前のページにございますけれども、今、日本弁護士連合会執行部としましては、司法試験合格者数をまず1, 500人にまで減員すると、これが一番の目標で、更なる減員についてはと、こういう書き方をしております。これがベースでございますので、今、1, 000人ということで、それを数値目標とかで立てているわけではござい

ません。

○阿部顧問 ということは、とりあえず1,500人まで減らした上で、それから、更に減らすこともあり得るということでしょうか。

○古賀副会長 それにつきましては、更なる減員についてはということで、法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況等を検証しつつ対処するということで検討したいということでございます。

○納谷座長 ですから、検討の成果がよくなれば、増やすこともあるということにも読めるとは思うのだけれども、そういうことも考えているということですね。状況が悪くなれば別。

○古賀副会長 読んでいただければ、そういうふうに受け取っていただけると思います。

○納谷座長 両方の可能性があるのではないでしようか。トータルで法曹人口を5万人にするか、このまま行ってしまうと6万人になってしまふとの危惧感があつたので、こういう提言になったのではないかと思います。

○阿部顧問 あえてお聞きしたのは、単位会の提言はその後もいっぱい出てきているのですね。それを拝見すると、500人だとか1,000人だとかいう数字が並んでいるので、日本弁護士連合会全体としてはどうお考えになるかを確認しておきたい。

○古賀副会長 2012年の提言をベースにして対応をとっておるところでございます。

○納谷座長 日本弁護士連合会に、皆さんから質問や疑問があるのは、こちらから頼んだアンケートのデータに基づいて、その部分に限って説明してほしいと言われているから、今のような暗い部分もたくさん出てきてしまったのではないかと思います。もう少しオープンに意見を言う場だったら、多分、明るい話もあったと思う。橋本顧問がそれについて言うのかどうかは分かりませんが、今日の部分だけでいくと、日本弁護士連合会の発言が、変なメッセージになってはいけないと思いました。限定があっての今日の発言ですので、そこをよく考えて、この後のやりとりをしていただきたいと思います。

それと、もう1つ。人口論については、次回も、多分、審議することになるので、今日はこのぐらいで、読み方の問題でやりとりを今後していっていただければと思っております。これが座長としての整理ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、橋本顧問。

○橋本顧問 日本弁護士連合会に2つほど質問があります。1つは、法曹人口に関して、弁護士の過疎・偏在が言われてきましたし、今、吉戒顧問からも話が出ましたので、ゼロ・ワン地域の解消に向けた日本弁護士連合会の取組内容やその後の課題などがあればお願ひしたいと思います。

2つ目は、先ほど所得400万円という話が出ていましたが、サラリーマンの場合は、厚生年金や雇用保険の事業者負担分、それから退職金などが全部入らない状態での所得とされていると思うのですが、弁護士の場合はそういうものがない方が多いので、比較するデータの基準が違うのではないかと思いますが、その辺のデータの取り方はどうなのでしょうか。年金の受給や退職金の支給などを考えますと、後には年間数十万円の違いが出てくるようにも思います

が、この辺についても分かれば教えてください。

○古賀副会長 過疎・偏在につきましては、従来はほとんど手付かずでおりましたけれども、日本弁護士連合会としては、1999年、平成11年になりますか、ゼロ・ワン地域を解消しようということで、後に述べますとおり、いろいろな施策を講じまして、いわゆるワンの地域が1か所となっております。いわゆるゼロ地域が解消で、ワン地域が1だけという。島根県に西郷支部という大変小さな支部がございまして、そこでプラス1を入れればこれを解消すると、ゼロ・ワンがなくなるということでございます。

このように、いわゆる弁護士のゼロ・ワン地域が減ってきたといいますのは、司法制度改革によって合格者数が増えて、いろいろなところに皆さんのが事務所を構えるようになったという、この事実はもちろん間違いないのですけれども、ただ、過疎地域に入るところというのは、なかなか弁護士業務として採算がとりにくいのですね。そこに行っても、人口が少ないと、経済的規模が小さいというところで、そこに事務所を構えることがなかなか難しい。しかし、それでもやはりゼロ・ワンは解消しなくてはいけない、弁護士会として権利擁護を尽くすという、この面から放置できないということで、まずは法律相談センターを作つてやつたのですけれども、法律相談センターではだめで、今度は過疎偏在地域に事務所として常勤の方を置こうという動きが広がつてしまひました。

まず、法律相談センターにつきましては、1999年ぐらい、平成11年ぐらいから、東京弁護士会から1億円と、あと、日本弁護士連合会の50周年創設ということで3,000万円のお金を頂戴しましたので、日本弁護士連合会ひまわり基金という特別の基金を立ち上げて、過疎・偏在対策の財政的な基盤を整備しております。その後、いろいろな過疎・偏在地域への赴任とか、そこへ行かれる方の養成の費用等々に使っております。

現在のところ、ひまわり基金法律事務所が113か所、それと法律相談センターが全国302か所という数字になってございます。問題は、これが日本弁護士連合会の会員の会費から出しておられます、いろいろな意見もあって、このままで特種会費として徴収していいのかという問題も出てきております。過疎・偏在の解消ということで、日本弁護士連合会、取り組む決意が強いものがありますけれども、その財政的基盤は全国の会員の特別会費で賄われておりますので、難しさがあるというところがございます。ということで、どういう財政的なつなぎをしていくか、それが日本弁護士連合会の課題だと思っております。

それから、後半の年収400万円のところでございますけれども、いわゆる所得というところで聞いておるわけでございますけれども、この所得という意味合いを、いわゆる収入から経費を引いたものということでアンケートをいたしました。そうしますと、この経費の中に、年金関係とか、そういうものが含まれるかどうかということで、アンケート時に明確にしておりませんでしたので、今のところ、ちょっとお答えしかねるということになるかと思っております。

○橋本顧問 過疎・偏在対策で日本弁護士連合会が支出したお金の累計はどのくらいになるのですか。

○古賀副会長 済みません、私がそれを言い忘れてしまいました。今のところ、2000年から2013年までの累計が約43億6,400万円となっております。当初は月額1,000円の特別会費で、現在が、若干下がりましたけれども、月額600円というところで徴収をしておるということでございます。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 確認ですけれども、所得というのは、収入引く総経費ということですね。税務上の課税所得に近いものだという理解でよろしいですかね。だとすると、とんでもなく高い数字で、普通の企業で初任給400万円などというのは、これは収入なのですよ。課税所得に落とすと200万円台前半がやっとのところでありまして、そういう意味では、ここの数字を見る限り、恵まれているとしか思えないということになってしまうので、数字の出し方、お互いに気を付けたいと思うのですけれども、我々が把握しているのは収入ですね。いわゆる初年度の収入、税社保込みの収入で、年額、賞与をかけたもの。私どものデータで言うと、技術系の修士で大体400万円弱がぎりぎりのところなのですよ。逆に言うと、500万円、600万円という数字は出てきません、我々の統計では。そういう意味では、これが所得だと言われてしまうと、やはりまだ恵まれているなとしか思えないので、普通に考えると。

○古賀副会長 ちょっと私がそこを間違えて答えているかもしれませんけれども。

○納谷座長 古賀副会長、もう少し丁寧に調べた方が。

○古賀副会長 済みません、確認をさせてください。

○納谷座長 弁護士事務所に出て、いわゆるサラリーマン的に勤めている人の年収はどうかということならば、会社と比べれば、大体どうなのかは分かると思います。規模によっても違うと思いますし、ここにいろいろな弁護士スタイルがありますね。軒弁であったり、いろいろあることも承知しています。自分で独立している場合ですと総収入から経費を控除するとか、そういうことも考えないといけない。だから、開業の仕方というか、弁護士の就職のスタイルで大分ここは違うので、もう少しきちつと分けてやらないと、今のような混乱を来すのではないかと思います。もう少し検討、整理された上でデータを出したらいかがですか。もちろん、今、あるのだったら出していただいて結構ですけれども。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。精査して、また述べさせていただきたいと思います。

○納谷座長 ここまで議論が詳細に入ってくると、もう少し詰めておかないと対処できないのではないかと思ったので、座長としては次回に出してもらった方がよろしいかなと思っております。よろしいですか、皆さん、そのところは。

どうぞ、有田顧問。

○有田顧問 私は、先ほどの説明の企業における需要ということで若干お話をさせていただきたいと思います。海外展開にも絡んでいますので、鈴木参事官からもお答え願うことになるかもしれません。

例えば、タイのバンコクに日系の企業が加入している商工会議所があります。その商工会議

所に加入している企業は約1,500社あると聞いています。その会社が直面している問題点は何かというと、現地で労働者を採用する場合の問題、労働者とのトラブル、ハラスメント関係、さらには、企業活動そのものでは、輸入関係、部品を輸入して製品にするのですが、それが国の事情によって輸入が止まってしまうなど、関税関係が非常に難しいと聞いています。労働関係について、現地の政府の担当者からお話を直接聞く機会があると、日系企業の人たちが多数出席して盛況になるということのようです。こういう問題をいかに対応して対処するのかということが喫緊の課題で、弁護士の需要と供給のバランスの関係を含めて、海外での企業活動に関し、企業の弁護士の需要をどう感じておられますかという質問をさせてもらったのです。

そこで、タイに行っている企業は、大企業もいますけれども、中小企業が結構多いと聞いています。このアンケート結果を見ますと、大企業については、相当弁護士の需要が出てきていますけれども、中小企業というのは余りないようです。そんなに目立つほどではありません。しかし、現に、海外の発展途上国等に出ていている企業は中小企業が結構多く、出していくときに、いろいろな障害にぶつかっていて、それをどう解決したら良いのかという問題点を抱えているのが現状だと私は思うのです。

にも関わらず、アンケート結果を見ると、需要が少ないようですがれども、アクセスラインが完備されていないのではと思います。確かに実際にアクセスが繋がるシステムを作ったと聞くのですけれども、ミスマッチだとか、そのアクセスラインがうまく繋がっていないのではないかでしょうか。東京だけの問題ではなくて、例えば、岡山や広島など東京・大阪・名古屋以外の地方都市に本社がある中小企業が東南アジアに多数出ていている現状をきちんと直視しなければいけないと私は思うのです。中小企業の需要が伸び悩んでいるというより、更に何らかの方法を加えることによって、より活発になってくるのではないか。それが日本の経済や、あるいは中小企業にとっても重要なことだと思います。大企業には、まだまだ弁護士を使うことを増やしたい企業があると思います。

資料4-4、通し番号19ページの「(2) 企業が重視する業務・課題と弁護士の利用状況」の項に、コンプライアンスという言葉が記載されています。コンプライアンスを辞書で引くと、「法令遵守」と書いてありますが、英語の意味は「服従する」とされているのです。これは、今から25年ぐらい前、アメリカで企業犯罪が多発したときに、アメリカ政府は連邦の量刑ガイドラインを作って、7つぐらいの項目を挙げ、これを守っている、つまり服従すれば、企業には量刑を軽減することとしました。それが間もなく日本に入ってきて、経団連等が憲章にし、守らない会員は除名するというような厳しい処分まで打ち出したと記憶しています。

ところで、この量刑ガイドラインが何で我が国に採用されたのかというと、もう御存じだと思いますけれども、これは事前規制解除の問題と関係があると言われています。事前規制から事後規制になる以上、企業は自分のことは自分で規律すべきであり、この目安がコンプライアンスを遵守することとされたのです。そして、その時流に乗り遅れた証券会社、銀行、大企業等が倒産したり、事業縮小、合併を余儀なくさせられたのです。今、そういう問題は全くなくなったかというと、つい最近もテレビや新聞で、免震装置の不具合問題が取り上げられています。

ですね。ああいうのは企業が存続する限り、多かれ少なかれ存在するのですね。

ですから、コンプライアンス重視、また最近では、コンプライアンスの概念が広がり、「社会の要請や期待に誠実かつ柔軟に対応しながら企業目的を達成すること」と変遷してきています。このコンプライアンスは大企業だけのものではなく、中小企業にとっても等しく遵守しなければならないものです。そういうものの実践、更には企業が海外で活躍するときに、両国の法的知識は企業にとって不可欠であり、これらのためにお相手の法曹が必要とされていると思います。企業内弁護士の急激な増加は、司法制度改革で弁護士が増えたことから、まさに吸収紙が水を吸収するように増加したと思います。そういう意味では、それは司法制度のプラス面ではないかと私は思います。また、この傾向は、まだまだ持続されると思います。阿部顧問は企業活動と法務の専門家ですので、その辺のところ、もしコメントいただければと思います。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 有田先生のおっしゃるとおりでありますと、今、社内弁護士というか、法曹有資格者の採用は200人ペースで増えているのですが、これはしばらく持続すると考えています。理由は大きく2つありますと、1つは、今まで首都圏中心だったのが、少しずつ地方に目を開き始めている。まだ地方といつても、福岡とか、広島とか、札幌のようなところが中心なのですが、一昔前だと、こんなのは東京の話だったというが、やや全国的に広がっているという意味での、採用企業数自体の増加でございます。もう1つは、複数化と言っているのですけれども、法務部門に1人置くだけではなくて、いろいろな部門に採用する。大手で10人以上の社内弁護士が入社している会社はもう10を超えてはいるはずなのですけれども、法務だけではなくて、有田顧問がおっしゃった、我々は内部統制部門と言っているのですけれども、会社の中でのコンプライアンスを担うところとか、あるいは経営企画とか、海外営業みたいなところ。そういう意味では、うちも200人の小さい所帯ですけれども、取りあえず2人、今おりますけれども、あと2~3人欲しいなと思っているぐらいでありますので、複数化がそれなりのニーズを生み出してくる。それに数が増えていくということで、ここしばらくは200人ペースの増加は続けられると思っております。そういう意味で、もし日本弁護士連合会が1,500人とおっしゃるのだったら、そのほかに200人はうちが引き受け手になるという自信はございます。

○納谷座長 元気の出る、いい発言でした。分野、分野でそれぞれ関わっている人たちから、ここではこのぐらいというのは、多分、あるとは思います。問題はそこから先、実現可能なレベルがどのレベルかということとの組合せがいろいろ出てくると思いますけれども、阿部顧問のおっしゃられたことも非常に心強く思って、皆さん、受けとめていたと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

有田顧問からいろいろ言われたことについて、鈴木参事官、何かコメントすることがあれば。

○鈴木参事官 先ほども御説明させていただきましたが、リスクという点に関しては、まさに有田顧問御指摘のとおり、法整備や知財関係に加え、税務上あるいは労務上のトラブルといっ

たものがジェトロを通じて報告されているところでございます。また、ジェトロの調査に加えて、法務省においても、海外調査委託事業を通じて、きめ細やかな現地のニーズを把握するという取組を行っているところです。

それから、中小企業の海外展開支援に関しては、前回も御紹介させていただきましたが、日本弁護士連合会におきまして、日弁連中小企業海外展開支援弁護士制度を通じて精力的に取り組んでいるところであり、地域的な観点で申しますと、現在、東京、横浜、愛知、大阪、福岡、札幌、新潟において制度を整えております。更に今年度は、同制度を高等裁判所所在地全てにおいて拡大していくことも検討していると聞き及んでおります。

○納谷座長 では、山根顧問、お待たせしました。

○山根顧問 日本弁護士連合会の方からの御説明にもありますように、OJTを受けられずに困った、またOJTの機会がないというアンケート回答の数が割と多いことにちょっと心配を持ちます。OJT、先輩から生に学んでいくということだと思うのですが、そういった実務経験とか、ある意味、能力が不足したまま社会に出る、そういう方が多数増えることになりますと、やはり市民としても望まないことですので、不利益を被ると思いますので、その辺りはもうちょっと深刻に考えていくことが必要なのかなと感じます。やはり人数が増えればうまくいくということではなくて、その人数に見合った受入れ体制とか、整備がやはり必要なのだろうという印象を持っていました。

一方で、市民から望むことといいますと、アクセスの改善といいますか、例えば、弁護士費用の見える化であったり、様々な活動内容の情報提供等々、進めていただきたいと、それも希望しておりますし、弁護士の方からもっと市民へ近づくような御努力もますます進めていただければと感じます。

それと、先ほどのお話で、具体的な人口の話は次回ということもありますけれども、日本弁護士連合会としては、取りまとめの文書に1,500人という数字を盛り込んでほしいという御希望なのかなと伺いました。暗いメッセージという御指摘もありますけれども、私としては、ある程度理解できる数値なのかなと思います。2024年に、1,500人の増員ペースで5万人に達するということを述べられましたけれども、そうしますと、必ずしも激減ということではなくて、必ずしも若い人への暗いメッセージとはいえないのかなと感じています。一度、この増員ペースをスローダウンすべきということは私は思っておりまして、様々な、今まで議論がありました、法科大学院の改革であるとか、今後進めるべき、市民がいかに司法をもっと利用しやすくするかといった観点での体制整備等々、そういった展開を見ながら、ある程度の期間を経て考えていく、将来的には新たな展開がまたあるのだということで、若い人に明るいメッセージになればいいのかなと思いました。

○納谷座長 御意見でいいでしょうか。日本弁護士連合会にお聞きした方がよろしいでしょうか。

○山根顧問 いえ、特に。何か頂ければあれですけれども。

○納谷座長 何かコメントすることがあれば。

○古賀副会長 せっかくの機会ですから、OJTが、今、大体どんなことをやっているのか、それだけはお話しさせていただけませんでしょうか。新規登録された後に、新人研修ということでやっております。通常の研修というよりも、かなり具体的な事案、事案ということでやっております。できれば共同事件として受任していただきたいという働きかけもやっておりますけれども、そこまで行ったり、行かなかつたりというところもあります。新人に関する登録ということで、今、人数が増えておりますので、東京三会とか、クラス別編成とかということで、少人数に分けて、具体的なケースでやってもらうという方法もとつておるところです。やはり共同受任が一番いい勉強ですので、そういう機会がない方に、日本弁護士連合会としても何とか一緒に事件をやってもらいたいというところで、いろいろお願ひもしているところでございますけれども、やはり1つずつの事件について依頼者がございまして、特定の弁護士に頼みたいのに、どうして別の弁護士なのかというところがありますので、そこら辺をうまく説明等していく必要があるのではないかという気であります。山根顧問御指摘のとおり、1つずつの事件が、依頼者を見て、そこに寄り添うという、そういう姿が必要でございますので、しっかりとOJTをやって、その気持ちを十分酌み取るという対応で弁護士業務を進めてまいりたいと思っております。

○納谷座長 一通り御意見いただいたのですけれども、更にございますか。

○阿部顧問 もう一度、OJTについてお聞きしたいのですけれども、30ページの資料の困った場面の一番上に裁判所の手続に不備があったというのがございます。このようなことは、分からなかつたら誰かに聞けばいいではないかという気もするのですけれども、今の日本弁護士連合会とか、単位弁護士会の取組の中で、弁護士からの実務相談を受け付けるような機能はどこまで満たされているのですか。

○古賀副会長 これは各単位会でやっているところで違いもございますけれども、即ちの方に対し、相談窓口を設けているところもございます。ただ、當時いつでもというシステムもなかなか難しいところがありますので、すぐにでも話しかけるという、そういうふうになつたらいいなとは思っておりますけれども、やはり守秘義務の関係で、どこまで具体的な事案としてお話ししていいのか、難しいところもあるのもまた現実でございます。ですから、OJTの機会を補完することもまた考えていくべきであるとは思っております。

○阿部顧問 ありがとうございました。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 今のOJTの関係ですけれども、若手の弁護士で、十分に訴訟手続の書類の書き方も知らないような方もこの頃は増えていると聞きます。それで、今、裁判所の取組としては、各地方裁判所で、弁護士会からの求めがあれば、裁判官が出張って、要件事実の考え方とか、あるいは準備書面の書き方とか、あるいは保全執行や破産再生の手続の書類の書き方とか、そういうものを新人研修の場で御協力させていただいている。それが法曹全体の力の底上げということにつながると思いますけれども、そういう形で裁判所は御協力させていただいているということです。

○納谷座長 あと何かございますか。なければ、私から鈴木参事官に資料3のことで御確認させていただきたい。1つは、選択的実務修習先の開拓というのが方策としてありますね。国・自治体・福祉、それから、企業等にもありますけれども、これが今、どの程度になって、どういう取組をこれからしようとしているのかという、具体的なことは委員会でなされていたのかどうか。もし可能ならば最高裁判所の方から、今後、修習をもう少し幅広くさせるという方向で検討しているのかどうか。そこら辺だけ、今、分かるならお願ひしたい。もし今、御報告いただけないのだったら、最高裁判所の方から調べて、提出していただければと思います。

○鈴木参事官 選択型実務修習の受入先の拡大に関しては、法務省も関与しているところで、御報告をさせていただきますと、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各分科会の有識者の皆様、経団連様などにも御協力いただきながら、試行的な取組として、各企業や各自治体、各福祉機関、更には国の機関に対して、法曹有資格者の活動領域の拡大の趣旨を御説明させていただいた上で、選択型実務修習の受入をお願いしているところです。これに対し、一部の機関からは、受け入れてもいいという御回答も頂いているところで、今後、具体的に御紹介させていただければと考えております。

○納谷座長 よろしくお願ひしたいと思います。これは職域拡大に繋がると思います。その前段階で、すなわち実務修習時代に法廷実務外の分野に関心を持つか。新分野に入っていくかという余地をどんどん広げていけば、大分違うのではないかと思ったので、そこら辺の取組具合を調べて、もし可能でしたら御報告いただければと思っております。先ほど吉戒顧問からもお話をあったように、各裁判所も、利用者に対していろいろなサービスを提供しているとのことでしたが、弁護士会において、更にいろいろな機会を修習生に与えるということはあってもいいのかなと思っています。最高裁判所とも御相談して御報告いただきたいと思います。

それから、もう1つ、資料3に法科大学院のことが3つ書かれているのですが、この取組について、例えば、1つ目は、継続教育ということについてです。この継続教育はいつ頃までに具体化し、どんな形で展開しようとしているのか。どこまで見えているのか、見えていないのか。言葉は分かるのですけれども、今の時点でどういう具合になっているのかということを教えていただきたい。

それから、企業についても同じことなのですけれども、学習するプログラムが必要だとしても、それを置くだけではどうにもならない。実際、どの程度彼らに徹底して教育していくのか、どのような取組をするのかということで、これをやれば、場合によっては試験に、ちょっと難しい距離があるかもしれないが、そこら辺の具体化がどの程度見込まれているのか。

それから、同じことなのですけれども、海外展開との関係でも書かれています。ですけれども、ここら辺の分野につき、どのぐらいの法科大学院で教えているのか。どのレベルなのか。そのことが、文部科学省から報告をいただけると思います。少し実態を知らせていただいて、どういう、将来展望が描けるか。このことが見えるようになれば有り難いと思っております。

今後、いずれについても、法科大学院で教育できないところがあれば、それを、法曹養成的にどこかでやらなければならぬと思います。そこら辺の組み合わせというのか、すり合わせ

を、今の分科会でしっかりとやっておいてくれたらありがたいなと思っておりまして、もし機会があつたら御報告いただければと思っております。

それと、岩井参事官に。御報告書の内容が、もうここまで来たので、よかったですなと思いました。次回、法曹人口に結び付けて、また議論が始まると思いますけれども、いずれにしても、私の希望としては、11ページにある最初に出た意見書のあるべき法曹像というのでしょうか、これを大事にすることをベースにして組み立てて、ニーズを広げていくようなというか、若者に夢を与えるようなものになつていただければありがたいなと思っております。

あと、日本弁護士連合会について。最後に4つほど古賀副会長がまとめられていたところ、1,500人に対する等々も含めて、あそこは、私としては、かなり前向きに、しっかりと今の状況を踏まえて提言されているかなと承りました。次回、楽しみにしております。人口論が出たときには必要になってくると思うので、もう少し詳しく補強していただければと思っております。

いずれにしても、収入の問題とか、OJTの話だとか、いろいろあるにしても、弁護士会でやれることと、国でやらなければならないことについて、そのふるい分けも少しずつしていくかなければならないと思います。弁護士会だけで全部しようというわけにはいかないと思うので、そこら辺のことと、どういう具合にふるい分けをするかということも少し視野に入れてお考えいただければと思っております。

それぞれについて、お願ひすることばかりで申し訳ありません。私、座長なものですから、意見を言うことはなかなかできないという制限がありますが、それらのことについて関心があるので、ちょっと注意してやつていただければありがたいなと思っております。

○西山副室長 座長、1点、選択型修習についても御質問ございましたけれども、次回の顧問会議で司法修習に関して、最高裁判所から御説明いただく機会を設けようと考えているところで、その際に御説明いただける部分があれば、御説明いただきたいと考えております。

○納谷座長 よろしくお願ひします。

○橋本顧問 今日言うべきなのか迷っていたのですが、次回、今日の岩井参事官の御報告に関して更に進んだものを出されるということでした。今日の御報告では、需要のデータについては、比較的明るく見た場合の説明がなされたように感じましたが、いずれにしても、ここから直ちに法曹人口数が出てくる性質のものではなく、潜在的ニーズがどういうふうに法曹人口数に結び付くのかという問題があると思います。供給側についても、これを構成する諸要素の重みをどう考えるか等が重要ですが、検討会議の取りまとめや閣僚会議決定の中にその考え方の枠組みは出ていたように思います。いずれにしても、この辺は次回以降の重要な課題だと考えますので、十分な検討を期待をします。

○納谷座長 吉戒顧問が前に言ったように、ある程度見える数字が出れば良いのですけれども。努力はしていただいて、議論の土俵に次回はしていただければと思っております。

よろしいですか。大体こんなところで終わろうかなと思います。

○大塙室長 ありがとうございました。

日本弁護士連合会から法曹人口調査の関係でいろいろプレゼンテーションをいただきまして、ありがとうございました。

今日は活動領域の拡大のお話だとか、あるいは推進室の方での法曹人口の調査のところの考慮要素だとかを報告いただきまして、日本弁護士連合会から、とりわけ若手弁護士の実情について、種々のデータに基づきまして御提供いただいたと。就職状況の問題だとか、OJT、あるいは収入減の問題などが出されたと思います。今日、いろいろ報告されたこと、あるいはそれぞれ質問、あるいは意見交換があったことを含めまして、今も橋本顧問からもお話をありましたけれども、どういう要素を考えていくのか、どう評価していくのかも含めまして、私たちとしても、法曹人口調査にどうやって反映させていくのか、いかないのかということについて考えていくて、次回以降、意見交換をできればと思っております。

日本弁護士連合会の古賀副会長からの御説明にもありましたように、多くの若者といいますか、志ある人が法曹の門をたたいてもらえるような法曹養成制度を目指すということについては、今日も顧問の先生方や日本弁護士連合会、もちろん推進室もそうですけれども、認識は共通しているのではないかと思っておりますので、それを法曹人口にどういうふうに反映させていくのかということで、これから議論を進めていくことになろうかと思っております。今日はありがとうございました。

それでは、次回の日程等について御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議ですが、日時は3月26日、来週の木曜日、午後2時からということで、場所は本日と同じ法務省第1会議室となってございます。

○阿部顧問 1つだけ。予備試験について意見言わせていただくのは何回目が適当になるのですか。予備試験について、もし意見を言うとすれば、次回なのか、次々回なのか、もっと後なのか。

○納谷座長 次回にでも。ちょっと検討してもらいます。

○大塙室長 そうですね。座長とも御相談いたしますが、次回は法曹人口とか、あと、修習の関係もありますので、その辺にエネルギーを注がせていただければということです。

○阿部顧問 分かりました。まだ先ということですね。

○大塙室長 それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。本日はありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。